

(3. 1. 27)

歯学教育に関する基準

公益財団法人 大学基準協会

歯学教育に関する基準について

- (1) 本基準は、大学基準協会（以下「本協会」という。）が歯学教育の専門分野別評価を実施するにあたり、「歯学教育認証評価検討WG」により策定された「歯学教育認証評価基準最終版（平成 29 年 3 月）」を基礎とし、これに更なる検討を加えて決定したものであり、学士課程における歯学教育（以下「歯学教育（学士課程）」という。）の質を保証するとともに、その維持及び向上を図ることを目的とするものである。
- (2) 本基準が対象とする歯学教育（学士課程）を行う大学・学部（以下、歯科大学・歯学部という。）においては、発展し続ける歯科医学の中で必要な知識及び問題対応能力を身に付けるとともに、臨床技能を研鑽し、患者及びその家族等との良好な関係を築くためのコミュニケーション能力を有した良質で安全な医療を提供できる歯科医師を養成することが基本的な使命となる。また、他の医療従事者と連携したチーム医療を実践し、医学・医療の発展のための学術・研究活動に携わるとともに、生涯にわたって学び続け、地域社会・国際社会に貢献する歯科医師を養成することが必要である。
- (3) 本協会は、大学が教育研究の適切な水準の維持・向上を図るための指針として、大学評価の基準である「大学基準」をはじめ、諸基準の設定・改定を行ってきた。本基準は、「大学基準」を頂点とする本協会諸基準の中に位置づけられるものである。
- (4) 本基準は、以下の 5 つの大項目により構成されている。

- | | |
|-----------|---------------|
| 1 使命・目的 | 2 教育の内容・方法・成果 |
| 3 学生の受け入れ | 4 教員・教員組織 |
| 5 自己点検・評価 | |

- (5) 本基準の各大項目は、「本文」及び「評価の視点」により構成されている。

「本文」は、その大項目の趣旨を定めたもので、歯学教育（学士課程）に共通に課せられた基本的な使命を果たし、さらに各歯科大学・歯学部が独自に設けた目的を実現するために必要な内容を示している。

「評価の視点」は、「本文」の趣旨を踏まえ、①各歯科大学・歯学部が点検・評価活動を行う際、②本協会が評価を行う際、それぞれが依拠すべきポイントを個別的に示したものである。個々の「評価の視点」を解釈し適用するにあたっては、必ず「本文」によってその趣旨を理解し、相互の連関性等に十分な注意を払うことが求められる。

- (6) 各評価の視点の評価内容は「概評」に記述するとともに、以下の表に従い、必要に応じて「提言」として取り上げる。

提言の種類	内容
長 所	他大学の模範・参考となるような卓越した取組み
特 色	当該大学ならではのユニークな取組み
検討課題	質の維持及び向上のために検討が望まれる課題
是正勧告	必ず是正することが求められる重大な問題

- (7) 本基準に適合しているか否かの最終的な判定は、「是正勧告」の状況を総合的に判断して行う。具体的には、「是正勧告」の内容を検討した結果、歯学教育（学士課程）としての質に重大な問題があると判断された場合、本基準に適合していないと判定されることとなる。

- (8) 本協会では、評価終了後も継続的に質の維持及び向上を支援するために「改善報告書」の制度を設けている。評価結果に「検討課題」及び「是正勧告」が付された場合には、これらに関する取組み状況を「改善報告書」に取りまとめ、指定した期日までに提出することが求められる。

歯学教育に関する基準

令和3年1月27日決定

1 使命・目的

歯科医師は、「歯科医療及び保健指導を掌ることによつて、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保する」(歯科医師法第1条)という責務を負っている。学士課程における歯学教育(以下「歯学教育(学士課程)」という。)は、こうした社会からの負託はもとより、国際的動向や社会的変化を踏まえながら、発展し続ける歯科医学の中で必要な知識及び問題対応能力を身に付けるとともに、臨床技能を研鑽し、患者及びその家族等との良好な関係を築くためのコミュニケーション能力を有し、多様化する国民のニーズに対応しうる良質で安全な医療を提供できる歯科医師を養成するという基本的な使命を担っている。また、他の医療分野と連携したチーム医療を実践し、医学・医療の発展のための学術・研究活動に携わるとともに、生涯にわたって学び続け、新生児から超高齢者を含め全ての世代の口腔保健活動を通じて地域社会・国際社会に貢献する歯科医師の養成にも配慮する必要がある。

このような基本的な使命のもと、各歯科大学・歯学部にあつては、当該大学の理念・目的を踏まえながら、それぞれ独自に歯学教育(学士課程)の目的を策定し、養成すべき人材像を明らかにすることが求められる。また、こうした目的は、教職員及び学生のみならず、広く社会一般に対しても周知を図ることが必要である。そして、上記のような使命に鑑みれば、各歯科大学・歯学部においては、歯学教育(学士課程)の目的の適切性を絶えず検証し、時代に相応しい内容となるよう変更を加えていくべきである。

○ 評価の視点

項目	評価の視点	
使命・目的	1-1	歯学教育(学士課程)が担う基本的使命及び当該歯学教育(学士課程)を設置する大学の理念・目的を踏まえ、養成すべき人材像を明らかにした歯学教育(学士課程)の目的を設定していること。
	1-2	歯学教育(学士課程)の目的を教職員及び学生に周知し、かつ広く社会一般に公表していること。
目的の検証	1-3	歯学教育(学士課程)の目的の適切性について定期的に検証を行

		っていること。
--	--	---------

2 教育の内容・方法・成果

各歯科大学・歯学部は、歯学教育（学士課程）に課せられた基本的な使命、そして各自の目的に適った教育課程を編成・実施することが必要である。この作業に先立っては、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を策定し、これを踏まえた教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定することが求められる。また、これらの方針については、教職員及び学生、そして広く社会一般に対しても周知を図ることが肝要である。

つぎに、教育課程の編成・実施にあたっては、上記の方針に従うとともに、学士課程教育として、社会の変化に対応できる知識・技能を養成し、幅広く深い知識・教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための科目を配置することや、歯学教育モデル・コア・カリキュラムの内容を包含することが求められる。また、教育課程の実施に際しては、授業科目に応じた適切な授業形態・方法を用いること、必要とされる施設・設備や支援体制を適切に整備することも必要となる。

一方、歯学教育（学士課程）が多様な患者のニーズに配慮した歯科医師を養成するためには、診療参加型臨床実習を行う必要がある。同実習を実施するためには、管理運営を行うための体制や環境を整備するとともに、卒業後に適切な医療的責務を果たせるように十分な知識・技能・態度を修得させることができる内容としなければならない。

このような教育課程の水準を維持するためには、各科目において修得すべき知識・技能・態度を明らかにしたうえで、成績評価の基準・方法を設定し、あらかじめ学生に明示することが求められる。また、実際の成績評価は、基準・方法に基づいて公正かつ厳格に実施しなければならず、学生からの問い合わせ等に対応するための仕組みを導入しておくことも必要である。さらに、系統的・段階的な学習を実現するために進級判定基準を設定・明示し、これを適切に運用すべきである。

最後に、歯学教育（学士課程）においては、学位授与方針に基づき公正かつ厳格な卒業認定を行うことが求められる。また、学生の学習成果、卒業者の進路状況等を把握・分析し、もって教育上の成果を検証するとともに、その結果を教育内容・方法の改善に活用することも肝要である。

○ 評価の視点

項目	評価の視点	
学位授与 方針及び	2-1	歯学教育（学士課程）の目的に基づき、修得すべき知識・技能・態度など期待する学習成果を明示した学位授与方針を策定して

教育課程の編成・実施方針		いること。また、これを踏まえて教育課程の編成・実施方針を策定していること。
	2-2	学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を教職員及び学生に周知し、かつ広く社会一般に公表していること。
教育課程の編成・実施	2-3	教育課程の編成・実施方針に基づき、次に掲げる事項を踏まえ、歯科医師として求められる基本的な知識・技能を養成するための教育課程を体系的に編成し実施していること。 (1) 社会の変化に対応できる知識・技能を養成し、学士課程教育として、幅広く深い知識・教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための科目を適切に配置していること。 (2) 歯学教育モデル・コア・カリキュラムの内容を包含していること。
	2-4	教育課程を実施するにあたって、適切な授業形態や方法が用いられていること。
	2-5	授業の目的及び到達目標が明示されたシラバスを作成し、それに基づいた授業を行っていること。
	2-6	歯学教育の実施に必要な教育施設・設備、支援体制が適切に整備されていること。
臨床実習体制	2-7	診療参加型臨床実習の管理運営体制が整備されていること。
	2-8	診療参加型臨床実習の指導歯科医の条件が明示され、十分な教員数が配置されていること。
	2-9	患者に臨床実習の意義が説明され、患者の同意が確認されていること。
	2-10	臨床実習に必要な施設・設備を整備していること。

臨床能力向上のための教育	2-11	臨床実習開始前に学生の知識・技能・態度の評価を行い、診療参加型臨床実習を行う学生の質の担保を図っていること。
	2-12	患者の安全に配慮しつつ、臨床能力の向上のための教育カリキュラムを整備していること。
	2-13	診療参加型臨床実習に十分な実習時間を定め、実践していること。
	2-14	卒業時の臨床能力が明示され、診療参加型臨床実習において修得した能力を評価するシステムを有し、臨床能力を担保していること。
	2-15	診療参加型臨床実習に際して、医療事故防止、感染対策等に関する医療安全教育が行われていること。
成績評価・卒業認定	2-16	成績評価の基準・方法を適切に設定し、あらかじめ学生に明示していること。
	2-17	設定された成績評価の基準・方法により、成績評価を公正かつ厳格に実施していること。
	2-18	進級判定基準を設定・明示し、適切な評価・判定を行っていること。
	2-19	成績評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを整備し、かつ、学生に対して明示していること。また、その仕組みを適切に運用していること。
	2-20	学位授与方針に基づき、公正かつ厳格な卒業認定を行っていること。

教育成果 の検証	2-21	学生の学習成果、卒業者の進路状況等を把握・分析し、教育上の成果を検証していること。
	2-22	検証した結果を教育内容・方法の改善に活用していること。

3 学生の受け入れ

各歯科大学・歯学部は、歯学教育（学士課程）に課せられた基本的な使命を果たし、それぞれの目的を達成するために、優れた能力を有する学生を受け入れることが求められる。そのためには、まずもって明確な学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を設定し、これに基づく選抜方法・手続等を適切に設定するとともに、こうした情報を事前に公表することが必要である。さらに、入学者選抜は、責任ある体制のもと、適切かつ公正に実施しなければならない。そして、適切な学習環境を実現するという観点からは、適正な定員管理も重要である。

○ 評価の視点

項目	評価の視点	
学生の受け入れ方針、入学者選抜の実施	3-1	学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて学生の受け入れ方針を定め、求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法等を明確にしていること。
	3-2	学生の受け入れ方針に基づき、入学者の適性を的確かつ客観的に評価するための選抜方法・手続等を設定していること。
	3-3	学生の受け入れ方針や選抜方法・手続等をあらかじめ公表していること。
	3-4	入学者選抜を責任ある実施体制のもとで、適切かつ公正に実施していること。
定員管理	3-5	入学定員（募集人員）に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。

4 教員・教員組織

各歯科大学・歯学部にあつては、歯学教育（学士課程）に課せられた基本的な使命と、それぞれの目的とに鑑み、教員組織の編制方針を策定し、これに基づき適切な教員組織を編制しなければならない。具体的には、教員組織は教育研究活動に照らして適正な規模としたうえで、個々の教員も適切に配置することが必要である。また、教育研究活動の水準を維持するという観点からは、優れた資質、特に高度な研究能力を有する者を適切に任用する必要がある、ゆえに教員の募集・採用・昇任を適切に行うことも求められる。さらに、教員の資質向上を図るための体制を整備し、組織的な研究及び研修を定期的実施するとともに、その効果を評価することが肝要である。そして、専任教員に関しては、授業科目の担当に留まらないさまざまな役割を担っていることから、諸活動の状況を適切に評価していくことが望ましい。

○ 評価の視点

項目	評価の視点	
教員組織の 編制	4-1	教員組織の編制方針を策定していること。
	4-2	教員組織の編制方針に基づき、教育研究活動の実施に必要な教員を配置していること。
	4-3	学生数に対する専任教員の比率が適切であること。
	4-4	持続可能性や多様性（性別、国籍等）に配慮して教員が適切に構成されていること。
	4-5	歯学研究を遂行し、将来の歯学研究を担う人材育成のため高い研究力を有していること。
	4-6	教員の募集・採用・昇任を適切に行っていること。
教員の資質 向上等	4-7	教員の資質向上を図るための体制を整備していること。
	4-8	教員の資質向上を図るために、組織的な研修及び研究を定期的

		に実施していること。
	4-9	専任教員の教育活動、研究活動、組織運営、社会との関係の形成・社会貢献等について、適切に評価していること。

5 自己点検・評価

各大学は自らの教育の質を保証するため、内部質保証システムを構築し、機能させることが求められている。内部質保証システムを機能させるためには、全学的にこれを推進する組織と学部・研究科等の各部局におけるPDCAサイクルが有機的に連関することが肝要である。こうした点を踏まえ、各歯科大学・歯学部にあつては、歯学教育（学士課程）に課せられた基本的な使命、これを踏まえて策定される各自の目的を達成するために、教育研究活動を不断に自己点検・評価することが必要であるとともに、学外の有識者による第三者評価を受けることも重要である。そして、こうした評価の結果は、広く社会に公表するとともに、自身の教育研究活動の改善・向上に結びつけていくことが望ましい。

○ 評価の視点

項目	評価の視点	
自己点検・ 評価	5-1	組織的な自己点検・評価に関する体制を整備していること。
	5-2	教育研究活動について組織的・継続的な自己点検・評価を行っていること。
	5-3	学外の有識者による第三者評価を受けていること。
	5-4	自己点検・評価及び第三者評価の結果を公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。
結果に基づ く教育研究 活動の改 善・向上	5-5	自己点検・評価及び第三者評価の結果を教育研究活動の改善・向上に結びつけていること。